

諮問日：平成29年3月31日（平成28年度（最情）諮問第42号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（最情）答申第62号）

件名：「争訟事件の資料調査について」の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

大阪地方裁判所における特定の事件に関し、「『裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告について』（平成16年7月1日付の最高裁4局長の通達）に基づき、最高裁が大阪高裁から受領した文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙1記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別紙1記載1の文書（以下「本件対象文書」という。）のうち別紙2記載の各部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年12月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。
- 2 本件対象文書は、別件の情報公開請求において、法務大臣により、その大部分が開示されたから、その限度では法に規定する不開示情報に相当しない。
- 3 本件不開示部分のうち特定の裁判官の言動等に関する部分は、公益上の開示の必要性が大きい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書の本文のうち原判断において不開示とした記載部分は、当事者の氏名及び事件番号である。これらの記載部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

2 本件対象文書の別紙及び添付資料のうち原判断において不開示とした記載部分は、特定の国家賠償請求事件について、当事者である国の検討内容やその結果としての訴訟対応方針を直接的に示すものであり、これらを公にすることにより、内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるととも、国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

また、本件対象文書の別紙のうち担当職員の電話番号及びファクシミリ番号は、これらを公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、国家賠償請求事件についての調査結果文書には、請求原因事実の認否及び反論を記載し、その根拠事実を証する資料の写しを添付するから、本件対象文書の添付資料は、実質上当事者の立場にある裁判所が以後の訴訟手続において想定される主張の根拠事実を証する資料と評価した文書といえ、その標題を開示するだけでも、主張の方向性や立証事項の多寡を含む国の総合的な訴訟対応方針を推認することができる。

したがって、本件不開示部分のうち上記記載部分は、同条5号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

3 上記のほか、本件不開示部分のうち「関係者等」欄に記載されている氏名は、違法行為を行ったと主張されている公務員の氏名であり、同条1号に規定する不開示情報に相当する。しかも、これらの関係者等は、実質上当事者の立場にある裁判所が証人になり得る者として想定している者でもあるから、国の立証方針の一部を成す重要な情報であり、同条5号及び6号ロに規定する不開示情報に相当する。

また、本件対象文書の添付資料の記載内容には、特定の国家賠償請求事件の当事者以外の個人について、私生活や健康に深く関わるプライバシー性の高い機微な情報が多く含まれており、その情報の性質から見ても、具体的な事実経過に関する記載をもとに、知人等の関係者によって当該個人が特定される可能性がある情報といえるから、全体にわたって個人識別情報（同条1号）に相当する。

さらに、本件不開示部分のうち訴訟代理人弁護士に関する情報は、同条2号イに規定する不開示情報に相当する。

- 4 他の国家機関が本件対象文書と同じ文書を開示しているとしても、裁判所は本件対象文書に係る特定の国家賠償請求事件について実質上当事者の立場にあるものであり、他の国家機関とは異なる立場で開示の可否を検討すべきものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月12日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月16日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年8月4日 審議
- ⑦ 同年9月29日 審議
- ⑧ 同年11月10日 審議
- ⑨ 平成30年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断は、別紙1記載の各文書を対象文書として特定した上で、法5条1号、2号イ、5号及び6号に規定する不開示情報に相当する記載部分があるとして、

その一部を不開示としたものであるところ、苦情申出人は、本件不開示部分について、開示すべきものであるなどと主張しているから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 (1) 見分の結果によれば、本件対象文書は、特定の国家賠償請求事件について、裁判所が請求原因事実の認否及び反論を記載し、その根拠事実を証する資料を添付して作成したものであり、本文、別紙及び添付資料によって構成されていること、本文については、当事者の氏名及び事件番号が不開示とされていること、別紙については、請求等の当否、請求原因事実等に対する認否及び反論、訴訟が提起されるまでの経緯等、訴訟についての意見、関係資料の添付並びに関係者等の各項目の記載部分と、担当職員等の項目中の電話番号及びファクシミリ番号、担当職員のうち法務大臣又は行政庁が代理人として指定するのに適当な者の氏名並びにその他参考事項欄の記載部分が不開示とされていること、添付資料については、全ての記載部分が不開示とされていることが認められる。

(2) まず、本件不開示部分のうち本文中の当事者の氏名及び事件番号については、その記載内容に照らすならば、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するものと認められ、これらの記載部分について、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。また、これらの記載部分は、個人識別部分と認められるから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分のうち本文中の当事者の氏名及び事件番号については、同号に規定する不開示情報に相当するものと認められる。

(3) 次に、本件不開示部分のうち別紙及び添付資料中の記載部分については、その記載内容に照らすならば、別紙2記載の各部分を除く記載部分は、これらの記載部分を公にすることにより、内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の訴訟当事者として

の地位を不当に害するおそれがある情報と認められる。また、担当職員の電話番号及びファクシミリ番号については、これらの記載部分を公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

しかし、本件不開示部分のうち別紙2記載の各部分については、一般的な内容が記載されているにすぎず、特定の国家賠償請求事件について、裁判所が請求原因事実の認否及び反論を記載し、その根拠事実を証する資料を添付して作成した文書であることを踏まえても、これらの記載部分を公にすることにより、内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、国の訴訟当事者としての地位を不当に害する具体的なおそれが生じるものとは認められない。

また、最高裁判所事務総長は、本件対象文書の添付資料について、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するとも説明するが、別紙2記載の各部分の記載内容に照らすならば、これらの記載部分については、個人識別部分ではなく、これらの記載部分を公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるから、部分開示するのが相当である。

そのほか、別紙2記載の各部分について、法5条所定の不開示情報に相当するといふべき事情は認められない。

したがって、本件不開示部分のうち別紙及び添付資料中の記載部分については、そのうち別紙2記載の各部分を除く記載部分は同条5号及び6号に規定する不開示情報に相当するものと認められるが、別紙2記載の各部分は開示するのが相当である。

- (4) 苦情申出人は、本件不開示部分の不開示情報該当性に関して、法務大臣は本件対象文書の大部分を開示したなどと主張するが、他の国家機関に対する情報公開請求の結果は裁判所における判断を左右するものではないから、本件の結論に影響しない。

- 3 苦情申出人は、本件不開示部分のうち特定の裁判官の言動等に関する部分について、公益上の開示の必要性が大きいと主張するが、これらの記載部分について、公益上の理由による開示を相当とする事情は見当たらない。
- 4 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分のうち別紙2記載の各部分を除く部分は法5条1号、5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、別紙2記載の各部分は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 平成 27 年 7 月 29 日付け大阪高裁民第 291 号「争訟事件の資料調査について」（添付資料を含む。）
- 2 平成 27 年 7 月 9 日付け法務省訟民第 3643 号「争訟事件の係属について（通知）」（大阪高裁長官宛て）写し
- 3 平成 27 年 7 月 9 日付け法務省訟民第 3643 号「争訟事件の係属について（通知）」（神戸地裁所長宛て）写し
- 4 決定謄本写し
- 5 第 1 回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状写し
- 6 封筒写し
- 7 郵便送達報告書写し

別紙 2

1 1 2 丁目中次の部分

- (1) 欄外上部の「㊤」の表示及び丁数
- (2) 1 行目, 3 行目中 5 文字目から 9 文字目まで, 4 行目中 1 文字目から 1 5 文字目まで, 5 行目, 6 行目, 7 行目中 1 文字目から 7 文字目まで及び 1 7 文字目, 8 行目中 1 文字目から 6 文字目まで及び 1 3 文字目, 9 行目, 1 4 行目
- (3) 欄外下部の「貼用印紙」欄, 「予納郵券」欄, 「受付」欄 (貼用印紙額及び印影を除く。) 及び頁番号

2 1 3 丁目中次の部分

欄外下部の頁番号

3 1 4 丁目中次の部分

- (1) 1 行目及び 5 行目から 7 行目まで
- (2) 欄外下部の頁番号

4 1 5 丁目中次の部分

- (1) 1 行目, 4 行目中 1 文字目及び 2 文字目, 5 行目から 1 1 行目まで, 1 4 行目中 1 文字目及び 2 文字目
- (2) 欄外下部の頁番号

5 3 6 丁目中次の部分

- (1) 欄外上部の丁数, 事件の表示欄 (ただし, 具体的な年度, 事件符号及び事件番号欄の記入部分は除く。), 様式名
- (2) 欄内の書証符号欄 (ただし, 具体的な符号部分は除く。), 目録名, 提出者欄 (ただし, 具体的な提出者名部分は除く。), 調書一体文言
- (3) 欄内の次の欄名
「番号」欄, 「提出」欄並びに同欄中の「期日」欄及び「標目等」欄,
「陳述」欄並びに同欄中の「期日」欄, 「成立」欄及び「成立の争いについ

ての主張」欄，「備考」欄

(4) 欄外下部の注釈

6 37丁目及び38丁目中の次の部分

(1) 欄外上部の丁数，事件の表示欄（ただし，具体的な年度，事件符号及び事件番号欄の記入部分は除く。），様式名

(2) 欄内の目録名，申出者欄（ただし，具体的な申出者部分は除く。），調書一体文言

(3) 欄内の次の欄名

「申出」欄並びに同欄中の「期日等」欄及び「証拠方法の表示等」欄，「採否の裁判」欄並びに同欄中の「期日等」欄及び「採否の別」欄，「証拠調べの施行」欄並びに同欄中の「指定期日」欄，「年月日」欄，「時」欄及び「実施」欄，「調書の作成に関する許可等」欄，「備考」欄

(4) 欄外下部の注釈